- ・懲戒免職の処分を受け、処分の日から2 年を経過しない人など
- イ. 義務教育を終了していない人(ただし、義 務教育を終了した人と同等以上の学識のあ る人は除きます。)
- ウ. 禁錮以上の刑に処せられた人
- エ. 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に 著しい支障がある人
- ②就職禁止事由
- ア. 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹 部職員
- イ. 司法関係者(裁判官、検察官、弁護士など)
- ウ. 大学の法律学の教授、助教授
- 工. 都道府県知事及び市町村長(特別区の区 長を含む。)
- 才. 自衛官
- カ. 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、 その判決等が確定していない人
- キ. 逮捕又は勾留されている人
- ③事件に関連する不適格事由
- ア. 審理する事件の被告人又は被害者本人、 その親族、同居人など
- イ. 審理する事件について、証人又は鑑定人 になった人など
- ④その他の不適格事由

裁判所が不公平な裁判をするおそれがあ ると認めた人

●裁判員になることを辞退することはできます か?

裁判員は、特定の職業や立場の人に偏らず、 広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですの で、原則として辞退できません。ただし、国 民の皆さんの負担が過重なものとならないよ うにとの配慮などから、法律で次のような辞 退事由を定めており、裁判所からそのような事 情にあたると認められれば辞退することがで きます。

- ア. 70歳以上の人
- イ. 地方公共団体の議会の議員(ただし会期 中に限ります。)
- ウ. 学生, 生徒
- エ. 5年以内に裁判員や検察審査員などの職 務に従事した人、及び1年以内に裁判員候 補者として裁判員選任手続の期日に出頭し た人
- オ. 一定のやむを得ない理由があって、裁判員 の職務を行うことや裁判所に行くことが困 難な人

やむを得ない理由としては、例えば、以下

- のようなものがあります。
- ・重い疾病や傷害
- ・同居の親族の介護・養育
- ・事業上の重要な用務を自分で処理しない と著しい損害が生じるおそれがある
- ・父母の葬式への出席など社会生活上の重 要な用務がある
- ●裁判員にはどのような権限があるのですか?

裁判員裁判は、裁判内容に国民の感覚を 反映させるものとして、一般国民である裁判 員が裁判官と協力(コラボレーション)しなが ら裁判内容の決定に実質的に関与するもので す。このような趣旨から、裁判員は有罪かどう か、有罪の場合にはどのような刑罰にするかを 決める権限があります。評議では、裁判員は 裁判官と対等の立場で議論をします。裁判員 と裁判官は、お互いに自分の意見を述べ、ま た、お互いの意見をよく聴いて議論を尽くしま す。このように裁判員は、刑事裁判の公判審 理に出席し、裁判官と一緒に裁判を行うので、 証人や被告人に対し必要な尋問や質問を行う ことができます。裁判員には、日当や交通費 のほか、宿泊を要する場合は宿泊料が支払わ れます。具体的な金額については、今後、最 高裁判所規則において定められます。

●意見が一致しなかったら評決はどうなるのです

評議を尽くしても意見の全員一致が得られ なかった時は多数決により評決します。裁判員 の意見は裁判官と同じ重みを持ちます。ただ し、この場合裁判員だけあるいは裁判官だけ による意見では結論を決めることはできず、裁 判員、裁判官のそれぞれ1人以上が賛成してい ることが必要です。

- Q:「裁判員、裁判官のそれぞれ1人以上が賛 成していることが必要しとはどういうこと ですか?
- A: 例えば、被告人が犯人かどうかについて ①裁判員5人が「犯人である」との意見を 述べ、②裁判員1人と裁判官3人が「犯人 ではない」という意見を述べた場合には ①「犯人である」というのが多数意見です が、裁判員、裁判官双方の1人以上の意 見を含みません。この場合は、犯人であ ると認定することはできず、無罪というこ とになります。

(文責:田原)

2007~2008年度

国際ロータリー2720地区

中津平成ロータリークラブ

長 若松定生 슾 錊 事 榎本正則 田原和己 会報委員長

例会日/毎週木曜日 12:30

例会場/中津オリエンタルホテル ☎24-8111 事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F **8**0979-22-9716 FAX 0979-22-9722

メール/office@n-heisei.org ホームページ/http://www.n-heisei.org/ 2007~2008年度 国際ロータリー・テーマ

ロータリーは分かちあいの心

ROTARY SHARES

国際ロータリー会長 ウィルフリッド・J・ウィルキンソン



第870回例会 平成20年1月31日(木)

◎本日の例会プログラム

ゲスト卓話 中津城のなりたち (その2) 山本博史氏

○次回例会プログラム

クラブフォーラム オリエンタルホテル 18:30~

前回(869回例会)の記録 平成20年1月24日(木)

■ビジター

中津RC中野登君、若松舜兒君 中津中央RC 安田雅豊君

■出席報告

会 員 数 26名 免除者数 0名 対象者数 26名 本日出席者 19名 欠席者数 7名

出席率 73.08% ■前々回出席報告の修正 前々回欠席者 1名 メイクアップ 1名

欠 席 者 0名

修正出席率 96.15%→ 100%

●メイクアップ 渡邉(中津中央)

●欠席者

なし

ロータリーソング

それでこそロータリー

会長の時間



会長 若松 定生 年が明けて以来、寒い日 が続いています。特にここ何 日かは冷たい雨が降り、22 日には中津の日中最高気温 が5.5度の今季最低となり、 山間部は積雪やチェーン規

制が出されています。又、インフルエンザも流行している様で中津市内でも如水小と真坂小で、何クラスかが数日間学級閉鎖、学年閉鎖が決められたそうです。私達ロータリークラブも年度初めに例会スケジュールを決めていますが、何らかの条件で例会を取りやめる必要がある場合は、その条件をロータリー情報マニュアルで確認してみました

クラブ理事会は、以下の理由により例会を取り やめることができる。

- 1. 例会日が法定休日にあたる場合。
- 2. クラブ会員が死亡した場合。
- 3. 全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合。
- 4. 地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合。

クラブ理事会は、本頁に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

現在では年間4回の例会の取りやめを年間例会スケジュールに組み込んでいます。この4つの条件以外では休会はできそうにありません。ご出席よろしくお願いします。

幹事報告



幹事 榎本 正則

- ●例会変更 宇佐RC 2/6 (水)が2/2(土)に変更。 大分1985RC、大分東RC、 大分南RC
- ●週報受理 中津RC、熊 本平成RC、本渡RC、天

草中央RC

- ●会報受理 中津沖代ライオンズクラブ
- ●週報お礼 なし
- ●幹事報告
- ・中津RCより2月例会プログラム届く。1月30日プログラム変更のお知らせ。
- ・豊前西RCより創立30周年記念式典のご案内。
- ・「第9回ロータリー国際囲碁大会」開催のご案内。
- ・中津商工会議所より「会議所ニュース」届く。
- ・中津中央RCより、2月例会プログラム届く。
- ・3クラブ合同ゴルフコンペの参加申し込み、1/31まで。
- ・クラブ協議会を2/28 (木) 18:30より嘉乃 で行います。
- ●理事会報告 なし

委員会報告

・プログラム委員会

2月の例会予定表を配布します。2月7日はクラブフォーラムで夜間例会になります。 議題は創立20周年記念です。出来るだけの出席をお願いします。

・ロータリー情報委員会 白石委員長

本日はロータリー情報委員会担当の卓話でしたが内容を予定を変更しています。御理解下さい。

ココニコボックス

担当:プログラム委員会 ○若松舜児会員

(中津RC)

寒中お見舞い申し上げます。今年、1年宜しくお願いいたします。中津のひな祭りで我が家の人形がポスターになりました。どうぞ、お越し下さい。



○小川会員

今日、旧下毛の商工会合 併の件で会議に出ますので 早退いたします。



○若松会長

小川会員にお世話になりましたのでニコニコします。



○岡野会員

坂元判事、今日は宜しく お願いいたします。 有難う ございます。



○白石会員

坂元判事、今日は宜しくお願いいたします。有 難うございます。

○梶原会員

本日の卓話のゲストの坂 元判事ようこそおいでくだ さいました。今日は宜しく お願いいたします。



グスト卓話

裁判員制度について

中津簡易裁判所 坂元判事



裁判員制度あれこれQ&A ●裁判員裁判で扱われる

事件数はどのくらいです か?

裁判員裁判の対象となる事件数は、平成16年では3,308件であり、地方裁判所で行われる通常第一審事件の4.1%を占めています。

●なぜ裁判員制度が導入されることになったのですか?

「司法に対する国民の理解の増進とその信頼 の向上に資する」ということが、裁判員制度の 趣旨とされています。

●どのような経緯で裁判員制度の導入が決まったのですか?

裁判員制度は、平成11年7月、内閣に設置 された司法制度改革審議会が、平成13年6月 に取りまとめた意見書の中で「司法制度改革の3つの柱」の1つとして国民的基盤の確立を掲げ、その中核として導入が提言されました。その後、内閣に設置された司法制度改革推進本部において、裁判員制度導入のための法律案の立案作業が進められ、平成16年3月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」が国会に提出され、同年5月21日に可決成立し、同月28日に公布されました。裁判員制度は、平成21年5月までに始まります。

●裁判員選任手続の流れはどのようなものです か?

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から選びます。具体的な裁判員選任の流れは、次のとおりです。

①有権者(選挙人名簿) くじ引き

選挙権のある人の中から翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。(名簿登載者にはその旨通知します。)

②裁判員候補者名簿作成 くじ引き

事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、 さらに抽選でその事件の裁判員候補者を選 びます。

③裁判員候補者の決定 呼出

選ばれた方には、裁判所に来てもらう日 時等をお知らせします。

④選任手続 選任

裁判長から、事件との利害関係の有無、 不公平な裁判をするおそれの有無、辞退 希望の有無・理由などについて質問されま す。また、検察官や弁護人は、裁判長の 質問の結果などを基に裁判員候補者から 除外されるべき人を指名することができま す。それらを基に、裁判員候補者から除外 される人を決定します。

⑤裁判員の決定

裁判員になることができない場合はありますか?

衆議院議員の選挙権のある人であれば、原 則として、誰もが裁判員になることができます。 ただし、次のような人は、裁判員になること ができません。

①欠格事由

- ア. 国家公務員となる資格のない人
- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終 わるまで又は執行を受けることがなくな るまでの人

四つのテスト(言行はこれに照らしてから) 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か

3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか